

茨城県報

号外第99号

昭和60年8月1日

木曜日

目次

告 示

ページ

●字区域の変更(2件)(地方課).....	1
●第二種大規模小売店舗に関する公示(商業振興課).....	5
●地割自然環境保全地域の指定(環境管理課).....	5
●地割自然環境保全地域に関する保全計画の決定(").....	7
●古河・総和都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更(都市計画課).....	7
●古河・総和都市計画用途地域の変更(").....	8
●水戸・勝田都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更(").....	8
●水戸・勝田都市計画用途地域の変更(").....	8
●土地改良区役員の就退任(土地改良事務所).....	8
●土地改良区の解散に伴う清算人の就任(").....	9

公 告

●漁業関係法令違反者の行政処分に関する聴聞(漁政課).....	10
●開発行為の工事完了(7件)(建築指導課).....	10
●道路位置の指定(").....	12

告 示

茨城県告示第1130号

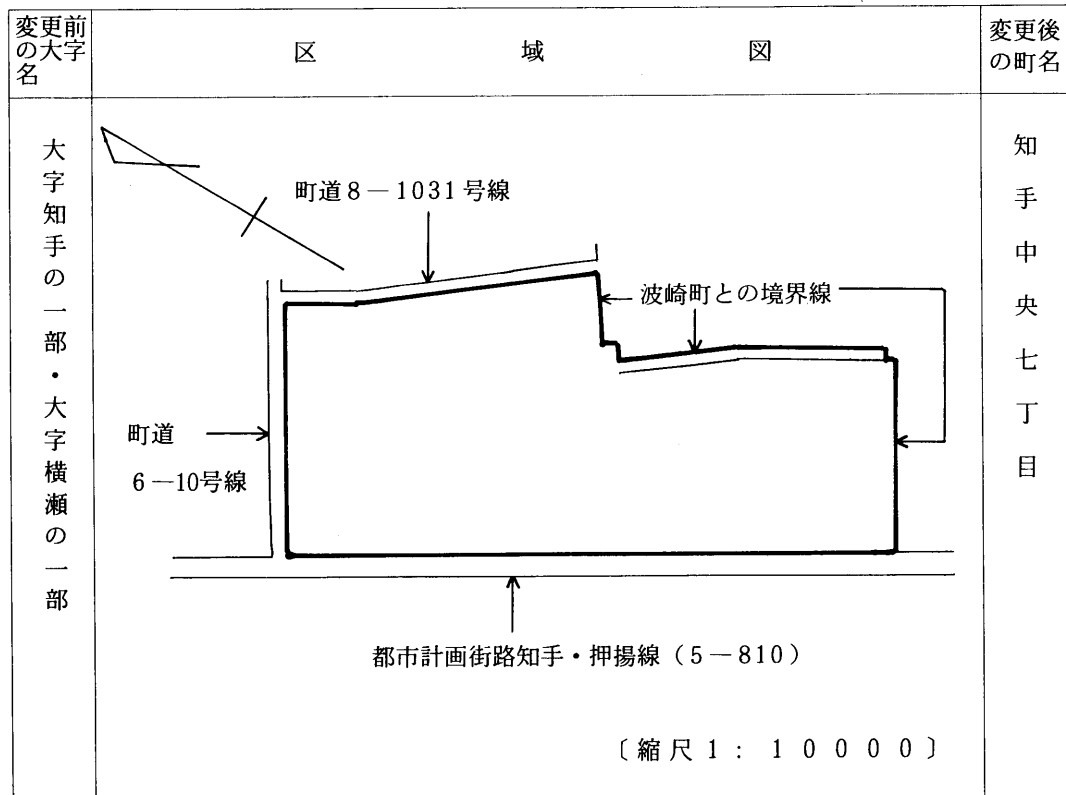
地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により神栖町長から次のとおり字区域及び名称を変更する旨の届出があつた。

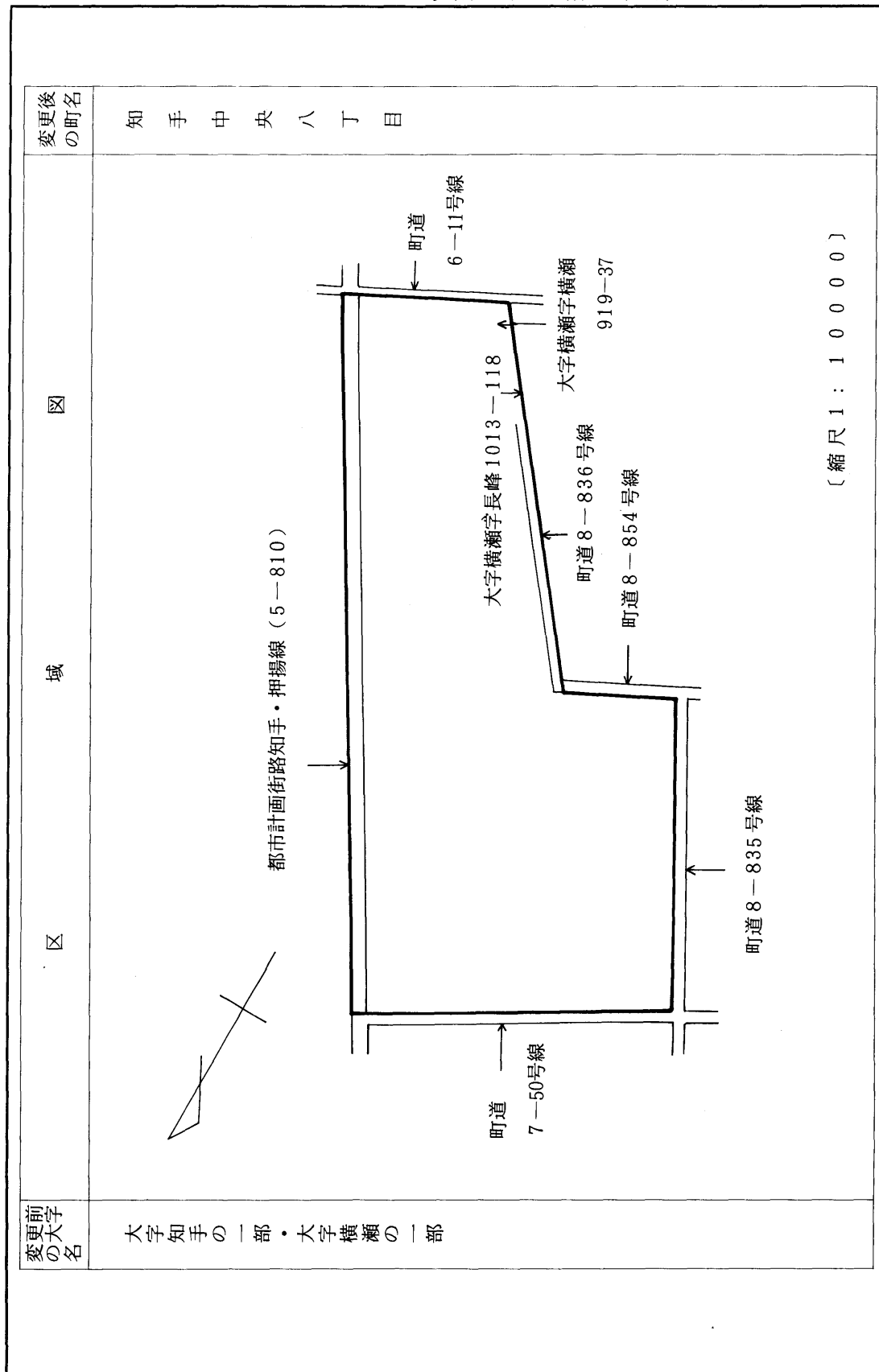
この届出に係る字区域及び名称の変更は昭和60年8月1日から効力を生ずるものである。

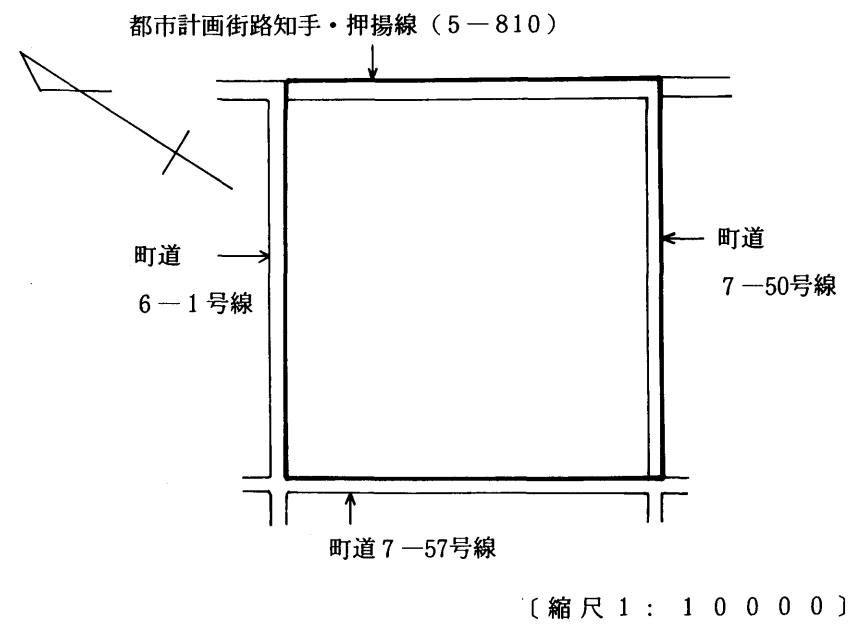
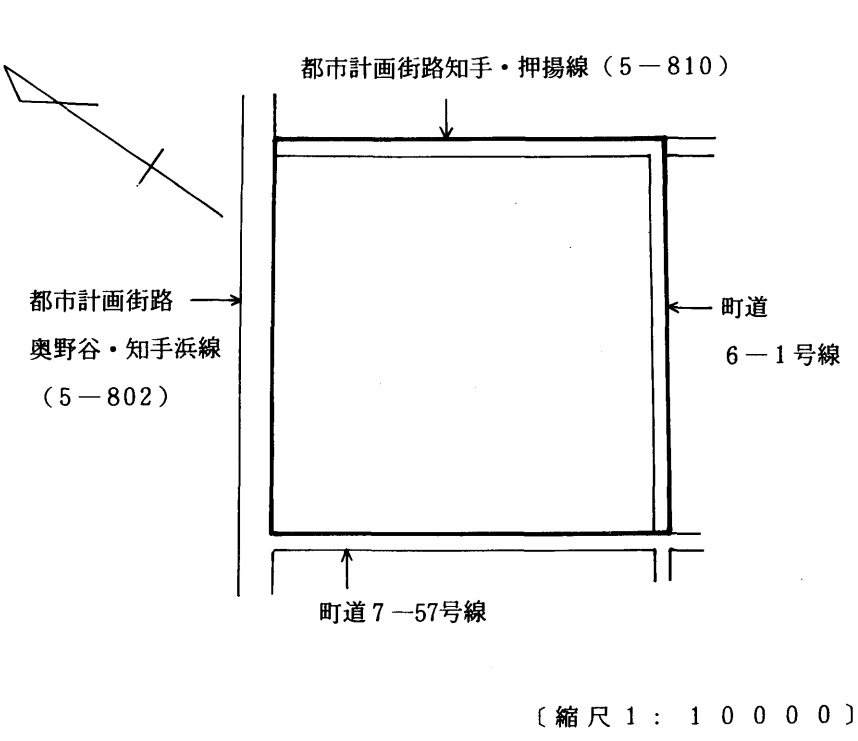
昭和60年8月1日

茨城県知事 竹内藤男

変更前の大字名	区域の説明	変更後の町名
大字知手の一部 大字横瀬の一部	町道6-10号線南側～町道8-1031号線西側～波崎町との境界線～都市計画街路知手・押揚線(5-810)東側で囲まれた区域	知手中央七丁目
大字知手の一部 大字横瀬の一部	町道7-50号線南側～都市計画街路知手・押揚線(5-810)東側～町道6-11号線北側～大字横瀬字横瀬919の37西側～大字横瀬字長峰1013の118西側～町道8-836号線西側～町道8-854号線北側～町道8-835号線東側で囲まれた区域	知手中央八丁目
大字知手の一部	町道6-1号線南側～都市計画街路知手・押揚線(5-810)東側～町道7-50号線南側～町道7-57号線東側で囲まれた区域	知手中央九丁目
大字知手の一部 大字奥野谷の一部	都市計画街路奥野谷・知手浜線(5-802)南側～都市計画街路知手・押揚線(5-810)東側～町道6-1号線南側～町道7-57号線東側で囲まれた区域	知手中央十丁目





変更前の大字名	区 域 図	変更後の町名
大字知手の一部	 <p>都市計画街路知手・押揚線 (5-810)</p> <p>町道 6-1号線</p> <p>町道 7-50号線</p> <p>町道 7-57号線</p> <p>[縮尺 1 : 10000]</p>	知手中央九丁目
大字知手の一部・大字奥野谷の一部	 <p>都市計画街路知手・押揚線 (5-810)</p> <p>都市計画街路奥野谷・知手浜線 (5-802)</p> <p>町道 6-1号線</p> <p>町道 7-57号線</p> <p>[縮尺 1 : 10000]</p>	知手中央十丁目

茨城県告示第1131号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき取手市内の字区域の一部を次のとおり変更する旨同市長から届出があつた。

昭和60年8月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

新町一丁目 甲521の8, 甲521の9, 甲589の8, 甲589の10, 甲590の13

上記を中央町に変更

新町一丁目 甲521の10, 甲523の3, 甲527の8, 甲585の4, 甲588の3, 甲589の9

上記を新町二丁目に変更

新町二丁目 甲580の24, 甲582の14, 甲583の4, 甲589の11, 乙1369の2, 乙1369の9

上記をを中央町に変更

茨城県告示第1132号

第二種大規模小売店舗に関する公示

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和48年法律第109号)第3条第2項の規定により公示する。

昭和60年8月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 届出者の氏名又は名称

飯島家具 飯 島 藤次郎

2 建物の名称及び所在地

飯島家具

行方郡潮来町潮来632-2番地外

茨城県告示第1133号

茨城県自然環境保全条例(昭和48年茨城県条例第4号)第3条第1項の規定に基づき、次の区域を地割自然環境保全地域に指定し、同条第6項の規定に基づき、次のとおり公示する。

この自然環境保全地域の区域を表示した図面は、茨城県環境局環境管理課及び山方町経済課に備え置いて供覧する。

昭和60年8月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 区 域 那珂郡山方町大字諸沢字地割の一部

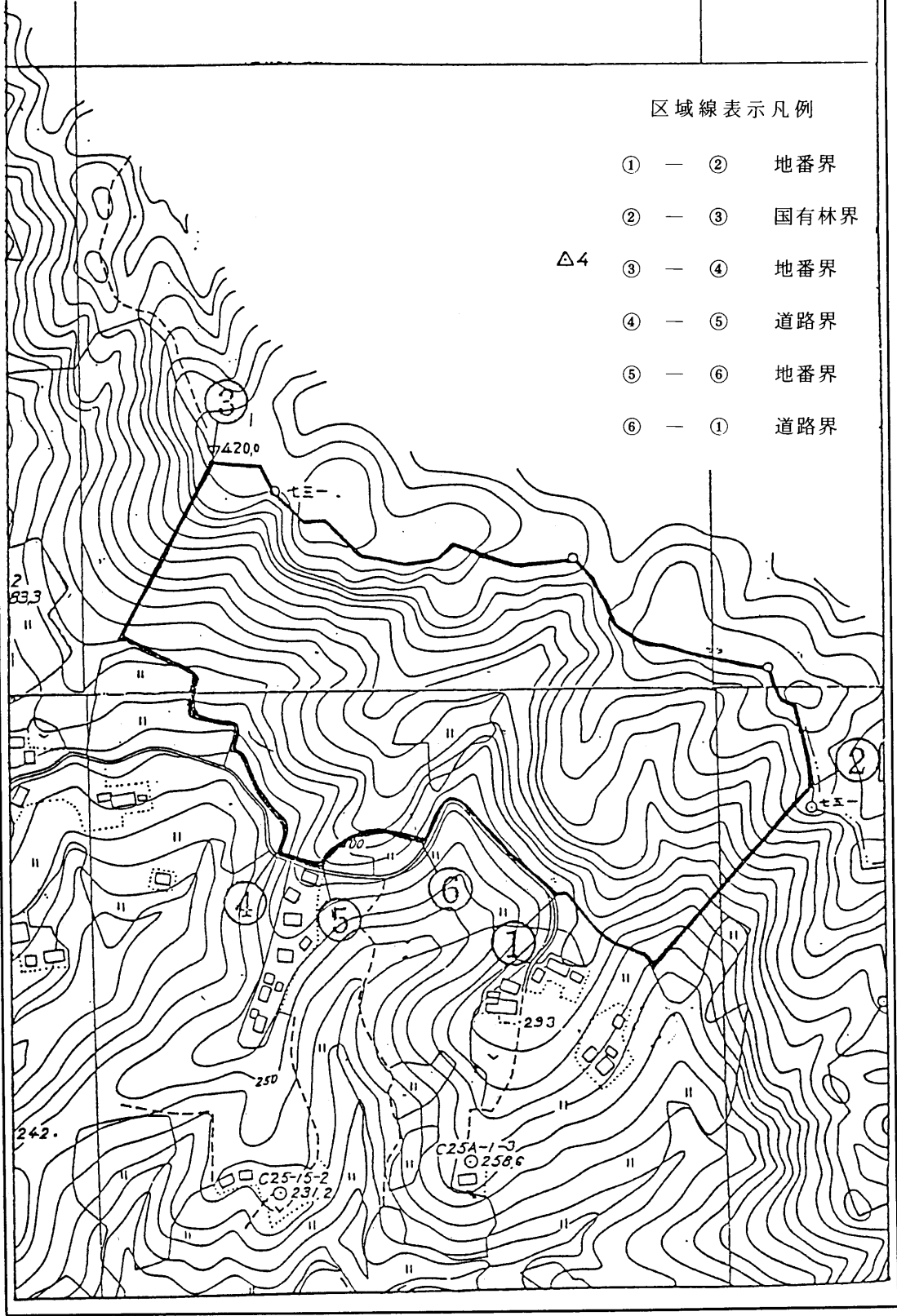
2 区 域 図 別掲のとおり

地割自然環境保全地域区域図

1 / 5,000

区域線表示凡例

- ① — ② 地番界
- ② — ③ 国有林界
- △4 ③ — ④ 地番界
- ④ — ⑤ 道路界
- ⑤ — ⑥ 地番界
- ⑥ — ① 道路界



茨城県告示第1134号

茨城県自然環境保全条例(昭和48年茨城県条例第4号)第4条第1項の規定に基づき、地割自然環境保全地域に関する保全計画を決定したので、同条第3項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

昭和60年8月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 保全すべき自然環境の特質その他当該地域における自然環境の保全に関する基本的な事項

本地域は、安山岩質集塊岩から構成され、各所で垂直に近い急崖^{がい}となり、特異な地形を形成している。林相は、コナラの群落を主にアカマツ等が点在し、特に保全すべきものとしては、イワヒバ、フクロダガヤ、イワデンダ、ミヤマスカンユリ、イワオモダカ、ウチヨウラン、ヒナラン、マメヅタラン、ムギラン等の特殊な着生植物がある。また、大型哺乳類、野鳥類等動物相も数多く見られる等良好な自然環境を形成している。

このように本地域は、特異な地形を形成し、また特殊な着生植物が植生しているので、当該地域の適正な保全を図る。

2 特に保全を図るべき土地の区域の指定に関する事項

地割自然環境保全地域の全域を普通地区とし、特別地区は指定しない。

3 保全のための規制に関する事項

各種行為に対する規制は、茨城県自然環境保全条例の定めるところにより行う。

4 保全のための施設に関する事項

(1) 施設の種類 標識

巡視歩道等(必要に応じて設置する。)

(2) 位置 那珂郡山方町大字諸沢字地割地内

茨城県告示第1135号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により古河・総和都市計画市街化区域及び市街化調整区域を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和60年8月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

茨城県告示第1136号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により古河・総和都市計画用途地域を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和60年8月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

茨城県告示第1137号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により水戸・勝田都市計画市街化区域及び市街化調整区域を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和60年8月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

茨城県告示第1138号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により水戸・勝田都市計画用途地域を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和60年8月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

茨城県告示第1139号

土浦市田村町金田前565に事務所を置く上大津村土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があつたので、同条第17項の規定により公示する。

昭和60年8月1日

茨城県土浦土地改良事務所長 田 村 義 男

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
土浦市田村町1264	理 事	石 神 幸四郎	
" " 1701	"	池 嶋 勇	
" " 2087	"	渡 邊 幸 男	

"	"	2088—1	"	山 中 常 男
"	"	1063	"	池 田 三 郎
"	"	1173	"	吉 田 盛 男
"	"	1179	"	石 神 恒
"	"	1271	"	武 井 和 郎
"	"	1258	"	池 田 和 夫
"	"	1453	"	池 田 昭 子
"	"	1256	監 事	石 神 進
"	"	942	"	大 川 不 二 男
"	"	1647	"	市 川 一 男
"	"	1400—3	"	池 田 治

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
土浦市田村町1271	理 事	武 井 和 郎	
" " 1417	"	池 田 俊 男	
" " 1102	"	吉 田 昭	
" " 1179	"	石 神 恒	
" " 1704	"	圓 城 寺 弘	
" " 2088—1	"	山 中 常 男	
" " 1731—2	"	嶋 田 久 夫	
" " 1090—1	"	滝 川 正 之	
" " 1256	"	石 神 進	
" " 1400—3	"	池 田 治	
" " 942	監 事	大 川 不 二 男	
" " 1099	"	滝 川 一 衛	
" " 1203—2	"	吉 田 忠 夫	
" " 1407	"	矢 口 久	

茨城県告示第1140号

横瀬土地改良区の解散に伴い、次の者が清算人に就任した旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により公告する。

昭和60年 8 月 1 日

茨城県銚田土地改良事務所長 皆 川 勝

1 就 任

住 所	氏 名	摘 要
鹿島郡神栖町大字横瀬868	渡 辺 義 一	
" " " 781の81	野 口 栄	
" " " 862の1	石 神 武 雄	
" " " 781の26	石 神 徳 平	
" 波崎町大字太田81	田 内 弘 一	
" " " 242の1	鈴 木 一 男	
" " " 4203	武 田 正	

公 告

●漁業関係法令違反者の行政処分に関する聴聞

茨城県海面漁業調整規則（昭和39年茨城県規則第87号）第49条及び第51条の規定による行政処分に関する聴聞を次のとおり行うので、茨城県漁業関係聴聞規則（昭和40年茨城県規則第104号）第2条の規定により公告する。

昭和60年8月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 聴 聞 事 項 茨城海区における漁業関係法令違反者の行政処分に関する聴聞
- 2 期 日 昭和60年8月13日
- 3 場 所 水戸市北見町2-23
「むつみ荘」

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和60年8月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
勝田市高場字上谷2440番から2442番まで及び2435番の1、2438番の4、勝田市稲田字カチ内1114番の112及び同番の154から155まで
- 2 事業主の住所及び氏名
日立市幸町3丁目4番6号
日立木材地所株式会社
代表取締役 中 村 武

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
結城市大字東茂呂字越後山255番5, 256番1, 同番2, 257番1, 同番2, 263番
- 2 事業主の住所及び氏名
結城市大字東茂呂255
有限会社 戸塚木材工芸
代表取締役 戸 塚 豊

-
- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
多賀郡十王町大字伊師字松並ノ根2178番1, 2179番5, 2208番2, 字富士ノ越2174番3から同番5まで, 2175番3から同番8まで
 - 2 事業主の住所及び氏名
多賀郡十王町大字伊師1921番地3
弓野ホンダ 販売株式会社
代表取締役 弓 野 迪 穂

-
- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
筑波郡桜村大字大角豆字小谷ツ1340の4
 - 2 事業主の住所及び氏名
筑波郡桜村並木4-415-303
平 倉 浩 一

-
- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
猿島郡総和町大字久能字向原837-1, 837-4
 - 2 事業主の住所及び氏名
大阪市北区芝田二丁目6番18号
センコー株式会社
代表取締役 森 川 敬 介

都市計画法(昭和43年法律第100号)附則第4項の許可に係る開発行為について, 次の区域の工事が完了したので, 同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和60年8月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
北茨城市関南町神岡上字浜田219番27, 字東側619番4

2 事業主の住所及び氏名

北茨城市磯原町本町2丁目5番15号
北茨城市長 柴 田 章

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

高萩市大字島名字東谷地1526番1, 1526番2, 1527番1, 1527番4, 1527番5, 1528番5から
1528番7まで, 1529番1, 1529番12, 1529番13, 1534番1から1534番3まで, 1542番3, 1542番
4, 1543番, 1543番1, 1544番, 1545番2

2 事業主の住所及び氏名

高萩市大字島名1520
昭和興産株式会社
代表取締役 松 浦 日出夫

◎道路位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和60年8月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 日 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
下土木指令 第452号	60. 7. 19	矢田部商事 K. K. 代表取締役 矢田部 勲	下妻市大字本城 町2-39	真壁郡関城町大字関本 上字東館1896-1, 1897-1	メートル 4.00	メートル 57.45

毎週月・木曜日発行(緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 2,000 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人
発行所

茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所